

議案第 5 1 号

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 1, 1 8 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 8, 0 1 1, 1 8 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		69,000,000 千円	197,000 千円	69,197,000 千円
	2 固定資産税	30,704,000	197,000	30,901,000
16 国庫支出金		54,775,685	439,548	55,215,233
	2 国庫補助金	8,715,112	437,548	9,152,660
	3 委託金	122,362	2,000	124,362
17 県支出金		19,790,011	8,414	19,798,425
	2 県補助金	4,485,450	8,414	4,493,864
22 諸収入		9,050,576	6,326	9,056,902
	5 雑入	5,104,511	6,326	5,110,837
23 市債		13,565,400	199,900	13,765,300
	1 市債	13,565,400	199,900	13,765,300
歳 入 合 計		237,160,000	851,188	238,011,188

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		17,943,844 千円	39,248 千円	17,983,092 千円
	1 総務管理費	13,678,512	39,248	13,717,760

3 民生費		121,956,152	447,160	122,403,312
	1 社会福祉費	54,556,039	3,900	54,559,939
	2 児童福祉費	45,398,085	436,000	45,834,085
	3 生活保護費	22,002,028	7,260	22,009,288
6 農林水産業費		2,997,145	11,776	3,008,921
	1 農業費	1,075,549	11,776	1,087,325
7 商工費		8,160,525	86,141	8,246,666
	1 商工費	6,363,154	50,000	6,413,154
	2 観光費	1,797,371	36,141	1,833,512
8 土木費		22,249,529	252,170	22,501,699
	4 港湾費	534,472	231,415	765,887
	5 都市計画費	12,986,086	20,755	13,006,841
10 教育費		22,352,194	14,693	22,366,887
	5 社会教育費	3,656,855	14,693	3,671,548
歳 出 合 計		237,160,000	851,188	238,011,188

第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
浮 穴 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和9年度	147,700 千円
久 枝、 城 北 及 び 中 島 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和12年度	1,268,900
松 山 南 学 校 給 食 共 同 調 理 場 託 給 食 業 務 委 託	令和7年度～令和12年度	1,085,500

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾等建設事業	千円 200,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後に おいては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還, 償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。 3 財務省, 地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは, その融通条件 によることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
危機管理事業	千円 40,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。 3 借入時期 令和7年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年5% 以内 (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。 3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることできる。	千円 50,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

議案第 5 2 号

令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5, 6 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3, 7 1 8, 4 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1,000 千円	45,660 千円	46,660 千円
	1 繰越金	1,000	45,660	46,660
歳入合計		33,672,800	45,660	33,718,460

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競輪費		33,371,800 千円	45,660 千円	33,417,460 千円
	1 開催費	33,371,800	45,660	33,417,460
歳出合計		33,672,800	45,660	33,718,460

第2表 債務負担行為補正（松山市競輪事業特別会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
オールスター競輪広報・イベント等事業	令和7年度～令和8年度	200,000 千円